

## 大和市条例第8号

大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成24年大和市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第7条中「できるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第13条（見出しを含む。）中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

### 附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。